

●研究ノート（査読を経たもの）

建築復元をめぐる国内外の近年の動向

松保小夜子

目次

1. はじめに——復元をめぐるこれまでの議論
2. 建築復元をめぐる学術的な動き
3. 近年の建築復元事例
4. 建築復元の新しい潮流
5. まとめ

キーワード

建築復元 (reconstruction)
オーセンティシティ (authenticity)
国際記念物遺跡会議 / ICOMOS
(International Council on Monuments and Sites)
ノートル＝ダム大聖堂 (Notre Dame de Paris)
首里城 (Shuri Castle)

●NOTES (REFEREED)

Recent Trends of Architectural Reconstructions in Japan and Overseas
by SAYOKO MATSUHO

1. はじめに——復元をめぐるこれまでの議論

この研究ノートでは、建築の復元というテーマにおいて、近年国内外で起こった出来事をまとめ、その傾向について考察する。建築の「復元」とは、一般に「失われた過去の建築をなんらかの根拠にしたがって、再び建てること¹⁾」を指す。復元された建造物は多くの場合、真正性を欠くものとして文化遺産としての評価対象から除外されることとなり、復元建築そのもの、特に十分な根拠に基づく復元ではないものは専門家による批判の対象となってきた。本稿では、建築の復元についてのこれまでの議論、近年の動向、また具体的な事例を取り上げ、復元に対する考え方がどのように変化してきたか分析する。

復元と復原

建物の再建においては、「復元」または「復原」という言葉が使われる。『日本国語大辞典』においても「ふくげん」の項目は【復元・復原】と併記され、同義語として扱われることも多いが、文化遺産の文脈において、藤井恵介は「復元」は「失われた過去の建築をなんらかの根拠にしたがって、再び建てること」であり、「復原」は「実際に存在する建築を修理するとき、その建築をある時代の姿にもどすこと」であると区分している²⁾。海野聡は、「復元」と「復原」はともに「失われて消えてしまったもの」をもとに戻そうとする行為であり、その推定における物的証拠のより強いものを特に復原と区別しているとし、「復原」はより広い語義である「復元」に含まれる概念と定義できるとしている³⁾。英語圏においてはどちらも **Reconstruction** という語が使用される。本稿では広義の復元を対象としているため「復元」の語を使用し、引用においては引用元の表現をそのまま使用することとする。

1 藤井恵介「保存——言葉と内容」、『建築雑誌』第108巻第1346号（1993年8月）。

2 同上。

3 海野聡編著『文化遺産と〈復元学〉——遺跡・建築・庭園復元の理論と実践』（吉川弘文館、2019年）、10頁。

復元建築の種類

復元建築について明確な分類は存在しないが、復元建築についての論点は、復元の根拠の強弱によって異なる。例えば、古代建築のように推測によるところの多い復元と、遠くない過去に災害などで失われ、資料も多く残っているような建物の復元では何が問題視されるかというところも異なる。

後述する文化庁の「史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関するワーキンググループ」では、「歴史的建造物の再現」を「復元」と「復元的整備」に分類したうえで議論している。その定義は、「復元」については「復元基準に基づき、往時の規模・構造・形式等を忠実に再現する行為」、 「復元的整備」については、「復元基準に基づき、利活用の観点から、外観を忠実に再現しつつ、内部の意匠・構造を一部変更して再現する行為」としている。なお、「再現」は、「復元」、「復元的行為」も含めたすべての「再現」を指す⁴。

復元建築の問題点

復元建築に対する批判としてまず挙げられるのが、オーセンティシティを欠いているという点である。オーセンティシティ (Authenticity) とは、真正 (本物) であること、確実 (信頼) 性という意味があり、文化遺産や建築保存の分野では真正性と訳されることが多い。コピーに対するオリジナル、偽物に対する本物といった意味で、オーセンティシティの概念は、西洋世界では古くから聖遺物や古美術に対する鑑定・評価に用いられていた⁵。文化遺産という観点から見た復元建築の問題点はまず、それが“本物ではない”ということである。

また、復元建築を建てるということで、歴史の誤認が起こるという批判がある。特に、古代建築の復元のように資料の乏しいものについては、わからないところは推測で補う他なく、そうして建てられた建造物を見ることで、そのまま事実として受け止められてしまうという懸念である。

建築のオーセンティシティの定義

建造物や遺跡のオーセンティシティについての考え方は、1964年に行われた第2

4 第5回史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関するワーキンググループ (令和元年5月13日) 資料2「これまでの議論の整理 (案)」, 文化庁ウェブサイト, 2021年1月4日 閲覧, https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/shiseki_working/05/index.html.

5 横手義洋「建築保存はなぜ悩ましいのですか?」, 『10+1』第49号 (2007年12月)。

回歴史記念建造物関係建築家技術者国際会議において、「記念物と遺跡の保存と修復に関する国際憲章」(*International Charter for the Conservation and Restoration of Monuments and Sites*)、通称「ヴェニス憲章」が採択されたことで国際的に認識されることとなった。この採択を受けて1965年にICOMOS(国際記念物遺跡会議/*International Council on Monuments and Sites*)が設立され、憲章はUNESCOの世界遺産リストに登録される文化遺産の評価に関する主要な参考基準となった。ヴェニス憲章では、推測による修復を行ってはならない(*It must stop at the point where conjecture begins*⁶)とされ、現状での保全とそのための最低限の修復をすべきであるという方針は、現在でも原則として国際的に認識されている。その後、オーセンティシティの定義については、1994年の「オーセンティシティに関する奈良ドキュメント」、さらに20年後の2014年の「奈良+20」において、時代に応じた文化遺産の定義の広がり即して見直されてきた。

現在、UNESCO世界遺産センターがオーセンティシティの要素として挙げているのが以下の属性である⁷。

- ・形状, 意匠 (form and design)
- ・材料, 材質 (materials and substance)
- ・用途, 機能 (use and function)
- ・伝統, 技能, 管理体制 (traditions, techniques and management systems)
- ・位置, セッティング (location and setting)
- ・言語その他の無形遺産 (language, and other forms of intangible heritage)
- ・精神, 感性 (spirit and feeling)
- ・その他の内部要素, 外部要素 (other internal and external factors)

これに当てはめると、復元建築とは、ケースによるが材料、材質、用途、機能、ときには位置、セッティングの要素を満たさない場合があるといえる。

6 日本イコモスはこれを「復元は推測がはじまるところでとめられなければならない」と訳している。ICOMOS Japan ウェブサイト, 2021年1月12日閲覧, <https://icomosjapan.org/icomos2.php>。

7 UNESCO World Heritage Centre "Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention" 2019. 日本語は文化庁仮訳 (https://bunka.nii.ac.jp/special_content/hlink13) より, 2021年1月12日閲覧。

UNESCO の評価

上述の通り、文化遺産の文脈においては、復元建築とは現存する建造物と比較してオーセンティシティに欠けるものであるといえるが、それでは復元建築が文化遺産として全く評価されないかというそうではなく、オーセンティシティの他の要素を満たしているものには、世界文化遺産に登録されているものも多くある。ワルシャワ歴史地区はその一つである。ワルシャワは1944年のワルシャワ蜂起の際、その歴史的な中心部の85%以上をナチスにより破壊されたが、戦後、市民によって、教会、宮殿、市場等を含む旧市街が細緻に再建された。1980年の世界遺産登録の際には、文化遺産としての真正性が議論の対象となり、世界遺産登録が危ぶまれた⁸が、最終的には登録基準のii「人類の文化の発展に重要な影響を与えたもの」、vi「顕著な普遍的価値を有する出来事に関連したもの」という基準を満たして登録された。また、世界遺産登録時の首里城の建物は戦後に復元されたものであり、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の構成資産ではないが、綿密な調査研究に基づいて忠実に再現されたことが、遺跡の真正性の項目で評価されている。マルティネス・アレハンドロは再建建築の世界遺産審査について、「リコンストラクションが新しい価値を生み出したと評価された遺産」、「リコンストラクションが価値に悪影響を与えたと評価された遺産」、「リコンストラクションが価値に悪影響を与えなかったと評価された遺産」の3パターンに分けて分析し、文化遺産保存の専門家によるリコンストラクションの評価は、それぞれの遺産が持つ価値の性質によって異なり、有形的な価値がOUV⁹の中心をなす場合、リコンストラクションによって失われた価値を取り戻すことはできないとされ、無形的な価値がOUVの核心である場合、リコンストラクションによって無形的価値の存続を支持できるとみなされることが多いとした¹⁰。

2. 建築復元をめぐる学術的な動き

この節では、建築復元をめぐる学術的な議論について、国際的な議論としてICOMOSの動きを取り上げ、国内の議論として文化庁によるワーキンググループでの議論を取り上げる。

8 高橋暁、益田兼房「文化遺産保護と紛争に関する国際規範形成の歴史」、『歴史都市防災論文集』第4巻(2010年7月)。

9 顕著な普遍的価値(outstanding universal value)。顕著な普遍的価値を有することが世界遺産登録の際の基準となっている。

10 マルティネス・アレハンドロ「ヨーロッパにおけるリコンストラクション——再建建築の世界遺産登録」、海野聡編『文化遺産と〈復元学〉』(吉川弘文館、2019年)所収、第4章、68-77頁。

ICOMOS の動き

前節でも取り上げた ICOMOS は、世界の文化遺産を保護するための国際的な NGO である。1964 年の第 2 回歴史記念建造物関係建築家技術者国際会議で採択された記念物と遺跡の保存と修理に関する国際憲章（ヴェニス憲章）に基づき、1965 年に設立され、2018 年現在では世界に 107 の国内委員会が存在している。

ICOMOS では、2016 年にポストトラウマ状況におけるリコンストラクションのためのコロキウムを開催した後、ワークショップを通じてガイダンス（*ICOMOS Guidance on Post Trauma Recovery and Reconstruction for World Heritage Cultural Properties Document*）を策定した。このガイダンスではリコンストラクションに関する意思決定を行うためにとるべき手順が整理されている。

ICOMOS はまた、ガイダンスの作成段階において、このガイダンスが全てのケースに当てはめられる基準となるものではないとしてケーススタディの重要性について認識しており¹¹、過去の事例を収集し先例集としてウェブサイト上で公開している。事例として挙げられているのは、サラエボ・バシユチャルシヤ（ボスニア・ヘルツェゴヴィナ）、ヴェンザーネ教会（イタリア）、バルバライース・セラノ通り（チリ）、専称寺・本堂（日本）等の、様々な理由で被災した建物や街並みの復元プロジェクトである。

ガイダンス作成の背景として、ICOMOS は序文において、近年の自然災害や紛争等による文化遺産の破壊が、文化遺産の回復や修復の可能性をこれまでになく困難にしていることを挙げている。序文ではまた、文化遺産の存続への地元住民の関与という観点から、ヴェニス憲章、ワシントン憲章¹²を経てより重視されるようになってきたことを挙げ、リコンストラクションを一連のプロセスであるにとらえ、持続可能な発展とコミュニティの積極的な関与に高いプライオリティを置くような新しい考え方が必要であるとしている。

日本国内での動き

文化庁は 2018 年より「史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関するワーキンググループ」を設置し、専門家からなる委員によって、歴史的建造物の復元の方針について協議を行った。その検討事項は以下の通りである¹³。

11 ICOMOS, official website, accessed January 1, 2021, <https://www.icomos.org/en/focus/reconstruction/40986-reconstruction-2?start=1>.

12 歴史的都市街区保存憲章、1987 年 10 月 ICOMOS 採択。

13 文化庁「史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関するワーキンググループの設置について」平成 30 年 9 月 28 日次長決定。

- (1) 天守復元の在り方に関する事項
- (2) 鉄筋コンクリート造天守の老朽化への対応に関する事項
- (3) その他史跡等の保存・活用に資する歴史的建造物の復元の在り方に関する事項

設置の趣旨として、文化庁は、史跡等における復元建造物について、「史跡等の価値を次世代へ確実に伝える役割を担い得るものであり、[……]復元が適切に行われるのであれば、文化財の積極的な活用に資するもの」と位置付け、「昨今では地域振興や観光振興も視野に入れた地方公共団体からの天守復元に向けた要望や、鉄筋コンクリート造天守の老朽化の問題等もあり、[……]全国的な動向を把握した上で、復元建造物の在り方について積極的に調査検討することが求められている」からであるとしている¹⁴。

このワーキンググループでの議論を受け、文化庁は文化審議会文化財分科会での審議・議決を経て2020年4月17日に、「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」を決定した。歴史的建造物の復元についてはこれまでも、1991年に設置された「史跡等における歴史的建造物の復元の取り扱いに関する専門委員」がまとめた基準が存在するが、今回の新基準では1節で述べたように「復元的整備」の項目を新たに設け、史資料が十分ではなくても綿密な検証を行えば復元が許されることとなった。ただし、往時の意匠・構造等が不明確な部分や利活用の観点から一部構造等を変更した部分については、その旨を明示し、再現に当たって採用した意匠・構造について、その経緯及び考証も明示することとしている。

3. 近年の建築復元事例

この節では、いずれも2019年に火災によって損なわれた世界遺産である、ノートル＝ダム大聖堂、首里城の例を取り上げ、その後の状況を比較する。

ノートル＝ダム大聖堂の火災

フランス・パリのノートル＝ダム大聖堂は、セヌ川中洲のシテ島に位置する、ローマ・カトリック教会の大聖堂である。フランス革命時にはキリスト教への反発から破壊と略奪の対象になり、18世紀末には一時荒廃したが、19世紀後半に大規模な修復が行われた。ノートル＝ダム大聖堂は、2019年4月15日に発生した大規模な火

14 同上。

災により、屋根全体と、19世紀にヴィオレ＝ル＝デュクが建設した交差部尖塔を完全に焼失した。この事件がフランスおよび国際社会に与えた動揺は大きく、フランスでは翌16日にはルイ・ヴィトンやクリスチャン・ディオール等を傘下を持つモエ・ヘネシー・ルイ・ヴィトングループとその創業家のアルノー家、グッチ等を持つケリング創業家のピノー家、ロレアル創業家のベタンクール家等から続々寄付の申し出が表明されたが、当時行われていた、マクロン政権に抗議する「黄色いベスト運動」の参加者たちからは、短期間で多額の寄付金が集まったことに対して「人間より石が優先されるのか」等と反発を招く事態となった¹⁵。

ノートルダム大聖堂の復元においては、そのデザインも議論の対象となった。マクロン大統領が16日夜に「より美しい姿に再建しよう。5年以内に実現したい」と述べ¹⁶、17日にはフィリップ首相が焼け落ちた尖塔の新たな設計で国際コンペティションを開くと表明したことにより、復元の在り方について議論が起こった。ノートルダム大聖堂の再建計画を担当しているジャン＝ルイ・ジョルジュラン陸軍大將は現代的な設計に置き換える案を推奨、マクロン大統領も当初はこの案を支持していたとみられ、世界中の建築家から様々な非公式案が発表された¹⁷が、専門家や世論の多くは火災前の形での復元を支持し、結局コンペティション案は撤回されることとなった。ノートルダム大聖堂はこれまで数度の修復を繰り返しており、年代によってその外観も大きく異なる。これをどの時点のものに復元するかという問題もあったが、火災前の、19世紀のデザインに忠実に復元することとなった。

首里城の火災

首里城は沖縄県那覇市に存在する城郭で、琉球王国の王宮として政治や外交の中心となった。1879年に日本に接収され、1945年に戦災により焼失した後、1992年に正殿などが国の事業で復元された。2000年には、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」として世界遺産に登録されている。2019年10月31日未明に発生した火災により、「正殿」、「北殿」、「南殿・番所」等6棟が全焼、「奉神門」が半焼した。出火原因は特

15 「『消防士の勇敢さに感動』——ノートルダム火災 活躍たたえ式典——『人間より石優先?』高額寄付に反発も」、『毎日新聞』2019年4月19日付け夕刊。

16 「復元か新デザインか 仏で論争」、『産経新聞』2019年4月20日付け朝刊。

17 ストックホルムに拠点を置く建築設計事務所のUlf Mejergrén Architectsからは大聖堂の屋上にプールを設置する案が発表されるなど、奇抜なアイデアに注目が集まった。「ノートルダム大聖堂の焼け落ちた尖塔、19世紀のデザインのまま修復へ」、『BBC News Japan』2020年7月10日掲載、2021年1月10日閲覧、<https://www.bbc.com/japanese/53358544>。

定されていない。世界遺産の構成資産となっているのは史跡首里城跡であり、復元された建物は含まれていない。火災被熱による損傷は正殿内にあった遺構公開部に限られ、文化庁の報道発表によると、今回損傷した正殿の露出遺構の面積は、史跡範囲に対し約 0.05% であった。文化庁はまた、全焼・一部焼損した復元建造物についても、前回の復元に関する資料が残っており、復旧は可能。よって世界遺産の顕著な普遍的価値に与える影響は軽微と考えられると UNESCO 世界遺産センターに報告を行った。

以上のように、この火災が世界遺産としての価値に与えた影響は僅かであったと考えられるが、国民に与えた衝撃は大きなものであった。火災を受け、安倍首相は翌 1 日に「政府として責任を持って全力で再建に取り組んでいくことを約束したい」と発言、玉城デニー沖縄県知事は同日午前にも都内で衛藤沖縄・北方担当相と会談し、首里城再建について「どのような形で（再建を）進めるかまだ具体的なものはないが、沖縄全庁を挙げて県民の心に寄り添って一日も早く復旧したい」と協力を要請した¹⁸。那覇市はふるさと納税制度を活用したクラウドファンディング『沖縄のシンボル「首里城」再建支援プロジェクト』による寄付を受け付け、2019 年 11 月 1 日～2020 年 3 月 31 日の間に約 9 億 4 千万円の寄付を集めた¹⁹。

首里城の復元建物に関しては、2019 年 12 月に正殿に関する復旧方針が立てられ、内閣府沖縄総合事務局に技術検討委員会が設置された。正殿等の復元では、平成の復元（平成 4～30（1992～2018）年）時の基本的な考え方を踏襲し、1712 年に再建²⁰され、1925 年に国宝指定されたものに復元することを原則とするとしている。

沖縄県の策定した首里城復興基本方針の元となった、県の有識者懇談会では、第二次世界大戦時に軍によって敷設された第 32 軍司令部壕の一般公開を求める声も挙がったが、県は「壕内は酸素が足りず崩落の危険性があるため、公開は難しい²¹」として、基本方針には第 32 軍司令部壕等の戦争遺跡の保存・継承、証言記録や調査資料等と AR（拡張現実）等の ICT を活用した平和学習ツールの開発・提供を盛り込んでいる。

18 「首里城焼失——首相『再建に全力』——知事、国に協力要請」、『毎日新聞』2019 年 11 月 1 日付け夕刊。

19 ふるさとチョイスガバメントクラウドファンディング『沖縄のシンボル「首里城」再建支援プロジェクト』ウェブサイト、2021 年 1 月 13 日閲覧、<https://www.furusato-tax.jp/gcf/717>。

20 首里城は第二次世界大戦時を含め過去 4 回の火災で全焼している。1945 年に戦災で焼失した建物は 1712 年から再建にとりかかり、1715 年に竣工したものとされている。

21 「首里城火災復興——正殿早期復元へ——沖縄知事が基本方針」、『産経新聞』2020 年 4 月 25 日付け朝刊。

首里城の復元に関して、Oleg Benesch, Ran Zwigenberg は、火災で失われた建造物の復元に注目が集まる裏で、第32軍司令部壕が整備・公開されず放置されていることを挙げ、復元とは歴史の抹消の一面も持ち合わせるとして、首里城の真正性の問題は、首里城の悲劇的な現代史を取り巻く人道的、政治的、象徴的な問題に関する議論によって脇に追いやられてしまうかもしれないと指摘している²²。

2つのケースの比較

前提として両者には、現存する建造物と復元された建造物、現在の用途、被害状況などの違いはあるが、これらの2つのケースへの対応に共通しているのが、いずれも火災の翌日にはマクロン大統領、安倍首相によって再建が宣言された点である。また、被災翌日から再建のための多くの寄付金が集まったことも共通している。フランスでは経済政策に反対する長期的なデモ活動が続いていたタイミングということもあり、大富豪による多額の寄付がデモ参加者からの反発を招いたという報道もみられた。大きく違ったのが、その復元案の決定過程である。ノートル＝ダム大聖堂の復元の方針については忠実な再現か新たなデザインかという議論が行われた一方、首里城に関しては火災で失われる前の姿に復元するという点について、異論を目にすることはなかった。ノートル＝ダム大聖堂の復元方針についてはフランスの専門家の中でも意見が分かれたとされている²³。

なお、歴史的建造物を新しいデザインで修復することに前例がないわけではない。ドイツの連邦議会議事堂は、1894年に帝国議会議事堂として竣工、第二次世界大戦で破壊された後にはベルリンを占領した4か国によって用途が制限され、建物も荒廃していたが、ベルリンの壁崩壊後には、これを再び議事堂としてよみがえらせるべく国際コンペティションが行われ、英国人建築家のノーマン・フォスターの建築事務所が選ばれた。このコンペティションは新生ドイツの「開かれた社会の象徴」となることを意図して行われたとされ、フォスターは歴史に向き合う一方で、未来に向かうドイツの姿勢をも示すことを試みた²⁴。完成した議事堂はガラス張りのドームを持ち、ドームの内部では見学者が議事堂を見下ろすことができるようになっている。

22 Oleg Benesch, Ran Zwigenberg "Shuri Castle and Japanese Castles: A Controversial Heritage," *The Asia-Pacific Journal: Japan Focus*, 2019, accessed January 15, 2021, <https://apjjf.org/2019/24/Benesch/>.

23 「大聖堂再建 険しい道のり——熱や放水被害 鑑定困難」、『朝日新聞』2019年4月24日付け朝刊。

24 「ドイツ連邦議会議事堂——植物油利用のコージェネでCO2排出も94%削減」(『海外報告』、『日経アーキテクチャ』第646号(1999年8月))。

4. 建築復元の新しい潮流

1, 2 節では主に、建築復元についての学術的な議論について取り上げたが、実際の復元には必ずしもそのような議論だけが反映されるとは限らない。その例として、名古屋城の復元をめぐる動向について取り上げる。

名古屋城は愛知県名古屋市の中心部に位置し、同市を代表する歴史的建造物である。現在の天守閣は、戦災で焼失した天守閣を昭和34年にSRC造で再建したもので、老朽化と耐震性の問題から建て替え計画が持ち上がっており、河村たかし市長は木造での建て替えを主張している。「史実に忠実な復元」を目指し、観光資源としての価値を高めたいという市長に対し、計画中の天守閣に昇降用のエレベーターが設置されないことについて障害者団体より抗議の声が上がった。団体の主張は「高齢者や障害者など誰もが登れる名古屋城に」というもので、史実に忠実といっても、法律にのっとったスプリンクラーの設置が決定していることに対して、エレベーターだけを除外することに異議を唱えている²⁵。

市長はエレベーターを設置しない代わりに「新技術の開発でバリアフリーを実現する」とし、車いすごと乗れるドローンなど12案を示したが、「荒唐無稽だ」とかえって反発を強め、障害者らの抗議活動が拡大することとなった²⁶。

この議論について、ICOMOS会長の河野俊行氏は、史実に忠実な復元とバリアフリーをどう両立するかという議論が、世界遺産の審査に関わる人の間で起きているとは聞いていないとし、文化財としての価値とアクセスの両立をどう図るかは、案件によると思われると述べている²⁷。

前述の障害者団体の発言からは、名古屋城を一公共施設として捉えており、そのアクセス権について主張していることと、「史実に忠実な復元」自体を否定している訳ではなく、火災防止設備の設置義務等から完全な再現は不可能であるとした上で、エレベーターの設置を求めていることが読み取れる。名古屋市に対して文化庁は「バリアフリー対策について障害者団体の理解を得て丁寧に対応するように」と対応した²⁸と報道されている。

この一連の出来事は、専門家や行政による議論に市民が参加するという一例である

25 「社説」、『東京新聞』2018年7月4日付け朝刊。

26 「忠実復元か 障害者配慮か——名古屋城エレベーター問題——全国の城に同じ課題」(『クローズアップ2018』)、『毎日新聞』2018年6月24日付け朝刊。

27 「天守閣のエレベーター 文化財復元のジレンマ」(『考える広場』)、『東京新聞』2019年2月9日付け朝刊。

28 同上。

とともに、復元建築の公共性という新たな問題を提起したように思われる。

5. まとめ

従来の国際的な議論では、ヴェニス憲章のように、復元は原則として行わないこととしつつ、ワルシャワのような事例はやむを得ない場合の例外として扱っているような状態であったといえるが、ICOMOSの取り組みからは、復元を積極的に位置づけていこうとする姿勢が読み取れる。また、文化庁の復元の新基準の決定には、復元天守という日本特有の問題の影響もあるが、復元建築を「史跡等の本質的価値を次世代へ確実に伝える役割を担いうる、有効な整備方法の一つ²⁹⁾」として位置づけ、綿密な検討・考証を求めつつも、復元の条件を緩和する動きがあり、どちらも、これまでは偽物として扱われてきた復元建築についての解釈を広げるという傾向が表れている。文化遺産保護の理念と、建築を復元するという行為は、これまで対立するものとしてとらえられることが多かったが、近年の傾向は、より地元住民の側に立った解釈に拠っているといえる。

2節で取り上げたICOMOSのガイダンス序文にあるように、文化遺産のもつ有形的な価値のみではなく、その歴史的建造物を作り出し、維持してきた地域の文化を尊重するという考え方の広がりや、復元建築の位置づけや復元の際の基準の再考といった、国際的な議論と国内での動きに影響を及ぼしているとも考えられる³⁰⁾。

ノートルダム大聖堂と首里城の2つの事例では、どちらも火災前の姿での早期再建が目指されているが、報道等からはこれが世論に沿ったものであることがわかる。また、名古屋城天守の復元をめぐる議論では、復元建築の公共性という新たな問題が示唆された。建築の復元に対する学術的な定義の変化を把握することと合わせ、今後はより多くの事例を分析し、復元建築に対する地域住民の意識について明らかにしたい。

29 文化庁文化財第二課、文化庁文化資源活用課「『史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準』の決定について」、『月刊文化財』第685号（2020年11月）。

30 文化庁のワーキンググループ（第2回）では、委員から「国際社会の中では、例外的に復元をする場合にも、コミュニティの声を聴くべきだ」という声が大きくなっているが、専門家の見解と異なるコミュニティからの要望をどう解釈するのかということが大事な問題である」という発言があった。

Recent Trends of Architectural Reconstructions in Japan and Overseas

by SAYOKO MATSUHO

This study considers the recent domestic and international trends of reconstruction in architecture with reference to the formulation of ICOMOS (International Council on Monuments and Sites) guidance, the formulation of standards by the Japanese Agency for Cultural Affairs, and discussions regarding Notre Dame de Paris and Shuri Castle that are actually undergoing reconstruction. Reconstructed buildings have long been criticized as lacking authenticity (considered as the standard for evaluating historical buildings) for not being the “genuine article,” or as inviting historical inaccuracies. However, in reality, it is not the case that there is a poor evaluation of all reconstructed buildings; the Historic Centre of Warsaw, which was reconstructed by local citizens after being destroyed in the war, has been registered as a World Heritage Site in recognition of its outstanding universal value.

In 2016, ICOMOS enacted the ICOMOS Guidance on Post Trauma Recovery and Reconstruction for World Heritage Cultural Properties Document, which established the procedures to be taken when making decisions about reconstruction. The background to the production of this guidance is the greater emphasis that was placed on the viewpoint of local residents’ participation with regard to the continuation of cultural heritage sites. Even in Japan, in 2020, the Agency for Cultural Affairs decided on and published the “Standards for the reconstruction, etc., of historic properties at historic sites, etc.” These new standards allow for reconstruction even when historical records are lacking as long as specifications are provided regarding points of uncertainty and areas where additions have been made, as well as the details of investigations and historical studies.

Notre Dame de Paris (France) and Shuri Castle (Japan) were brought up as examples of recent architectural reconstruction. Although there are similarities between the two cases, such as a declaration of reconstruction being made by the president or prime minister the day after a fire and the immediate collection of large donations, the difference is that the discussions about reconstruction plans in France were chaotic, whereas in Japan there were almost no debates at all.

The discussions regarding the reconstruction of Nagoya Castle (Japan) can be cited as an example of new trends in deciding the policy of architectural reconstruction. The opposition between the mayor, who wanted reconstruction to be faithful to historical facts, and disability organizations, which sought the installation of elevators, is an example of citizens’

participation in debates about reconstruction also demonstrating a new issue regarding the public nature of reconstructed buildings.

Based on the information above, the recent trends in Japan and in other countries include the proactive movement to position reconstructed buildings scientifically and the frequent application of policy that harmonizes with citizens' will in actual reconstructions.